

令和4年度九州農政局男女共同参画推進本部活動計画

九州農政局男女共同参画推進本部
(事務局：経営・事業支援部 経営支援課)

令和4年度活動計画		主務課																								
<p>I 第5次男女共同参画基本計画成果目標の達成に向けた取組</p> <p>【内閣府「第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定)」における成果目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>記号</th> <th>項目</th> <th>成果目標等(期限:2025年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1</td> <td>A</td> <td>指導的地位に占める女性の割合</td> <td>30%程度</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第3</td> <td>B</td> <td>農業委員に占める女性の割合</td> <td>女性委員が登用されていない組織数:0 農業委員に占める女性の割合: 20%(早期)、更に30%を目指す</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>農業協同組合の役員に占める女性の割合</td> <td>女性役員が登用されていない組織数:0 役員に占める女性の割合: 10%(早期)、更に15%を目指す</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>【新設】土地改良区(土地改良区連合を含む。)の理事に占める女性の割合</td> <td>女性理事が登用されていない組織数:0 理事に占める女性の割合:10%</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>【新設】認定農業者数に占める女性の割合</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>家族経営協定の締結数</td> <td>70,000件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 記号A～Eについては九州農政局男女共同参画推進本部R3年度計画(案)との関連を示すために便宜上記載したものの。</p>			分野	記号	項目	成果目標等(期限:2025年度)	第1	A	指導的地位に占める女性の割合	30%程度	第3	B	農業委員に占める女性の割合	女性委員が登用されていない組織数:0 農業委員に占める女性の割合: 20%(早期)、更に30%を目指す	C	農業協同組合の役員に占める女性の割合	女性役員が登用されていない組織数:0 役員に占める女性の割合: 10%(早期)、更に15%を目指す	D	【新設】土地改良区(土地改良区連合を含む。)の理事に占める女性の割合	女性理事が登用されていない組織数:0 理事に占める女性の割合:10%	E	【新設】認定農業者数に占める女性の割合	5.5%	F	家族経営協定の締結数	70,000件
分野	記号	項目	成果目標等(期限:2025年度)																							
第1	A	指導的地位に占める女性の割合	30%程度																							
第3	B	農業委員に占める女性の割合	女性委員が登用されていない組織数:0 農業委員に占める女性の割合: 20%(早期)、更に30%を目指す																							
	C	農業協同組合の役員に占める女性の割合	女性役員が登用されていない組織数:0 役員に占める女性の割合: 10%(早期)、更に15%を目指す																							
	D	【新設】土地改良区(土地改良区連合を含む。)の理事に占める女性の割合	女性理事が登用されていない組織数:0 理事に占める女性の割合:10%																							
	E	【新設】認定農業者数に占める女性の割合	5.5%																							
	F	家族経営協定の締結数	70,000件																							
<p>1 局内の外部委員で構成される委員会の委員等への女性登用の促進 (A)</p> <p>局内に設置されている外部委員で構成される委員会(以下「外部委員会」という。)の委員等への女性の登用は、3割以上であることを原則とする。3割に満たない外部委員会の事務局は、これを達成するための人選を本年度中に行い、年度末に局本部へ外部委員会の女性委員の登用状況を報告する。</p>		<p>経営支援課、総務課、園芸特産課、畜産課、地域食品・連携課、設計課、事業計画課、土地改良管理課、防災課、農村計画課、農地整備課</p>																								
<p>2 農林水産業における女性の政策・方針決定過程への参画の促進 (B, C, D)</p> <p>管内における農業委員会、農業協同組合、土地改良区(以下「農業委員会等」という。)の役員等への女性の登用を促進するため、機会を捉えて働きかけを実施する。</p> <p>女性委員が全く登用されていない管内農業委員会に対しては、農地課長通知(令和4年1月21日付け3経営第2496号)に基づき、令和5年度または令和6年度に改選の予定がある市町村に対し、改選までのスケジュールに応じた取組を行う。</p> <p>県、市町村、JAが定めた具体的取組についてフォローアップし、関係部署と情報共有を行う。</p> <p>なお、土地改良区については、国・県及び各県土地改良事業団体連合会等が県ごとに設置する協議会を通じて、女性理事の登用等を促すと共に意見交換を実施し、課題の把握及び情報収集を行う。また、関係者の女性登用に対する理解の促進や意識改革を進め、土地改良区の女性職員のネットワーク化などにより、女性活躍に向けた環境づくりを促進する。</p> <p>【具体的には「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」を受けて示される予定の本省方針による】</p>		<p>経営支援課 農地政策推進課 土地改良管理課 各県拠点等</p>																								

令和4年度活動計画	主務課
<p>3 女性農業者の経営参画の促進（E，F）</p> <p>（1）女性認定農業者の確保 認定農業者に対する支援措置等をホームページ等に掲載し周知するとともに、男女共同参画推進セミナー（後掲）において、女性認定農業者及び夫婦による共同申請を行っている認定農業者を招き先行事例等の紹介等を行う。</p> <p>（2）家族経営協定に関する実態調査の実施 「家族経営協定に関する実態調査」等を実施し、調査結果をホームページで広く情報提供する。</p> <p>（3）意見交換等の場における積極的な情報提供 女性農業者や農業法人等との意見交換、女性農業者が参加する会合等の場において、家族経営協定、経営改善計画の共同申請、「女性の活躍推進に向けた事業」（Ⅱ1を参照）等について紹介し女性農業者の経営参画を推進する。</p>	<p>担い手育成課 経営支援課 等</p> <p>経営支援課</p> <p>経営支援課 担い手育成課 農地政策推進課 各県拠点等</p>
<p>Ⅱ 農山漁村における女性の活躍推進に向けた意識啓発及び働きやすい環境の整備</p>	
<p>1 「女性の活躍推進に向けた事業」に基づく支援 農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進について（平成24年4月20日付け23経営第3691号農林水産事務次官依命通知）の別表「女性の活躍推進に向けた事業」（強い農業、担い手作り総合支援交付金、経営継承・発展支援事業等全16事業で、女性が主体の取組の場合に配分ポイントの加算等、女性の取組を支援するもの）に基づき女性の取組を支援する。</p>	<p>経営支援課 農地政策推進課 農村計画課 農地整備課 地域整備課</p>
<p>2 「男女共同参画推進セミナー」の開催 女性農業者の経営参画等を促進するため「農山漁村男女共同参画推進セミナー」を開催する【開催時期：令和4年10月ごろ】</p>	<p>農山漁村男女共同参画推進部会 経営支援課</p>
<p>3 女性農業者のネットワークづくりの促進 農業女子会in九州（仮）をはじめ、女性農業者を集めた意見交換会や交流会等を積極的に開催し、女性農業者のネットワークづくりを促進する。九州農政局公式の女性農業者向けFacebookのチラシを作成しホームページに掲載のうえ、意見交換時などに配布し周知する。</p>	<p>各県拠点等 経営支援課</p>
<p>4 優良事例の収集、ホームページ等における情報の発信</p> <p>（1）「九州のがんばる農山漁村の女性たち」の事例収集 「九州のがんばる農山漁村の女性たち」（意欲的に経営を展開している女性の事例等）を収集し、九州農政局ホームページ「男女共同参画推進コーナー」で紹介する。</p> <p>（2）ホームページ等における情報の発信 九州農政局ホームページ「男女共同参画推進コーナー」や局内のメールマガジン等により、第5次基本計画成果目標に関する数値や情報、農林水産業における政策・方針決定過程への女性参画の推進に資する情報等を積極的に発信する。</p>	<p>経営支援課</p> <p>企画調整室 消費生活課 地域食品・連携課 経営支援課 農地整備課 農村計画課</p>

令和4年度活動計画	主務課
Ⅲ 九州農政局職員に対する意識啓発、働きやすい環境の整備	
1 仕事と生活の両立にむけた取組の推進 (1) 職員の働き方の改善等を通じた取組の推進 「農林水産省女性活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、女性職員の活躍と男女すべての職員の働き方の改善等を通じた仕事と生活の両立にむけた取組を推進する。 併せて、九州農政局男女共同参画推進本部推進委員会においては、テレワークによる参加及びペーパーレスでの会議開催を行う。 (2) 意識啓発研修の実施 職員に対し、男女共同参画推進、ワークライフバランス推進に係る意識啓発研修を行う。 (3) 「いい夫婦の日」等にあわせた意識啓発の実施 毎月22日を「いきいきパートナーシップの日」とし、11月22日の「いい夫婦の日」とあわせて、ワークライフバランス推進のための意識啓発を行う。(取組の詳細は職員男女共同参画推進部会を開催し決定。	職員男女共同参画 推進部会 総務課
2 女性職員の採用・登用の拡大 「農林水産省女性活躍とワークライフバランスの推進のための取組計画」等に基づき女性の登用・採用の拡大を着実に実施する。 総務課が実施する行政実務研修等において、男女共同参画に関する講義を実施するとともに、人事院が主催する各種研修へ職員を派遣する。	総務課